



医政発0602第8号  
令和3年6月2日

各  
〔都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長〕  
殿

厚生労働省医政局長  
(公印省略)

「医師国家試験等の受験資格認定の取扱い等について」の一部改正について

令和3年3月3日に公表された歯科医師国家試験制度改善検討部会報告書において、現行の歯科医師国家試験受験資格の認定基準を見直す旨提言されたことを踏まえ、「医師国家試験等の受験資格認定の取扱い等について」(平成17年3月24日付け医政発第0324007号本職通知。以下「局長通知」という。)の一部を下記のとおり改正したので通知する。

貴職におかれては、改正の内容について御了知いただき、貴管下関係者に周知願いたい。

記

局長通知の別添「歯科医師国家試験受験資格認定」の3(2)中「50点以上」を「60点以上」に改める。

(参考)

「医師国家試験等の受験資格認定の取扱い等について」の一部改正について 新旧対照表

新	旧
<p>(別 添)</p> <p><b>歯科医師国家試験受験資格認定</b></p> <p>歯科医師法 (昭和 23 年法律第 202 号) 第 11 条第 3 号に基づく 歯科医師国家試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 認定基準</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 日本語による診療能力の調査 (日本語診療能力調査)</p> <p>日本語を用いて診療するために十分な能力を有している か否かを調査する。具体的には、現病歴や身体所見等の歯 科医療情報の収集、カルテの作成等について、日本の歯科 医学校において歯科医学の課程を修めた者と同等の能力 を有するか否かを調査する。</p> <p>合計点が、100 点満点換算で 60 点以上であり、かつ各 調査委員の評価に 0 点の項目がないことを要する。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>*作成上の注意 1～5 (略)</p>	<p>(別 添)</p> <p><b>歯科医師国家試験受験資格認定</b></p> <p>歯科医師法 (昭和 23 年法律第 202 号) 第 11 条第 3 号に基づく 歯科医師国家試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 認定基準</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 日本語による診療能力の調査 (日本語診療能力調査)</p> <p>日本語を用いて診療するために十分な能力を有している か否かを調査する。具体的には、現病歴や身体所見等の歯 科医療情報の収集、カルテの作成等について、日本の歯科 医学校において歯科医学の課程を修めた者と同等の能力 を有するか否かを調査する。</p> <p>合計点が、100 点満点換算で 50 点以上であり、かつ各 調査委員の評価に 0 点の項目がないことを要する。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>*作成上の注意 1～5 (略)</p>